

平取町地域応援券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷する地域経済において、消費を喚起し下支えするための応援券事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援券 前条の目的を達成するために、平取町において発行する商品券をいう。
- (2) 特定取引 応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った応援券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(応援券の発行)

第3条 平取町は、この要綱に定めるところにより応援券を発行し、全住民に配布する。

2 応援券の配布は、令和3年2月中旬とする。

- (1) 応援券は、令和3年2月1日現在、当町に住民登録のあるものとする。
- (2) 応援券は、1人あたり1万円とする。
- (3) 一枚あたりの額面は、1千円とする。

(応援券の使用範囲等)

第4条 応援券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 応援券の使用期間は、配付の日から令和3年4月30日までの間とする。

3 特定取引に使用された応援券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

4 応援券は、転売、譲渡及び換金を行うことはできない。

(特定事業者の募集)

第5条 平取町は、町内事業者から特定事業者を募集するものとする。

(特定事業者の責務)

第6条 特定事業者は、特定取引において応援券の受け取りを拒んではならない。また、応援券の交換、譲渡及び売買をおこなってはならない。

2 平取町は、特定事業者が前項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者を取り消すことができる。

(応援券の換金手続)

第7条 平取町は、特定取引において応援券が使用された場合は、関係する特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、令和3年5月14日までの特定取引において受け取った応援券を提出し、券面記載金額の換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座へ振替の方法による。

(応援券に関する周知等)

第8条 町長は、応援券の実施に当たり、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(事業の委託)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、この事業の全部及び一部を委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 令和3年1月19日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。